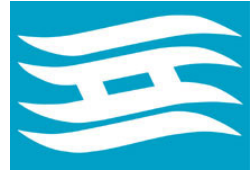


兵庫県公報

令和4年7月5日 火曜日 第325号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	8
公 告	
○ 景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	9
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく公示完了公告（東播磨県民局）	11
一 般 財 団 法 人 行 政 書 士 試 験 研 究 セ ン タ ー 公 告	
○ 令和4年度行政書士試験の実施	11
正 誤	
○ 平成31年2月28日付け兵庫県公報第2号外中	14

告 示

兵庫県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
なか眼科	芦屋市打出小槌町14-11 三偉ハイツ芦屋1F	令和4年4月1日
フタツカ薬局芦屋西	同 市大原町11-24-110-2	同
フタツカ薬局芦屋南店	同 市春日町7-3-102	同
フタツカ薬局芦屋駅前店	同 市大原町11-24-107	同
一般社団法人佳純会AKクリニック	同 市精道町10-17 芦屋プラザ203号	同 月7日
かねこりハビリ訪問看護ステーション	伊丹市池尻1-12 KT-1伊丹2階	同 月12日
訪問看護ステーションちゅらかこがわ	加古川市志方町上富木668	同 月1日
フタツカ薬局加古川中央市民病院前	同 市加古川町本町538	同
フタツカ薬局ニッケパークタウン	同 市同 町寺家町303 ニッケクリニックモール加古川1階	同
フタツカ薬局土山店	同 市平岡町土山長オサ155-1	同
フタツカ薬局志方店	同 市志方町志方町惣田431-3	同
フタツカ薬局順心病院前	同 市別府町別府857	同
フタツカ薬局東加古川店	同 市平岡町新在家2-267-6-101	同
フタツカ薬局北在家店	同 市加古川町北在家2450-4	同
わきさか歯科クリニック	同 市同 町粟津771-4	同 月6日
こぐま調剤薬局ひおか店	同 市同 町美乃利450-3	同 年5月1日
廣田歯科医院	西脇市和布町170-6	同 年2月1日
フタツカ薬局市民病院前店	同 市下戸田622-3	同 年4月1日
フタツカ薬局西脇和布店	同 市和布町167-30	同
フタツカ薬局下戸田店	同 市下戸田518-1	同
フタツカ薬局三木末広店	三木市末広1-5-8	同
フタツカ薬局小野店	小野市敷地町1603-1	同
ひかり薬局小野本町店	同 市本町254-8	同
いとうメンタルクリニック	三田市駅前町1-38-402 JR三田駅NKビル4階	同
スギ薬局三田三輪店	同 市三輪4-1-1	同 年5月1日
医療法人紀陽会北条田仲病院	加西市北条町北条391-3	同 年3月1日
訪問看護ステーションあしだメディケア・ミヤビ	丹波市柏原町母坪335-1 コモールの森105	同 年5月1日
薬局こころ	朝来市和田山町和田山134-4	同
河上訪問看護ステーション淡路支部	淡路市志筑新島6-28	同
コスモス・訪問看護ステーション	宍粟市山崎町加生110-9	同 年3月23日
たつの南眼科	たつの市揖保川町神戸北山223-3	同 年5月1日

兵庫県告示第821号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
赤穂市訪問看護ステーション	赤穂市加里屋3289-1	開設者名称
あいらず訪問看護ステーション	川西市大和西1-47-3-2D	所在地
吉野整形外科	同 市栄町11-1 ラソラ川西3階	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
フタツカ薬局芦屋西	芦屋市大原町11-24-110-2
フタツカ薬局芦屋南店	同 市春日町7-3-102
フタツカ薬局芦屋駅前店	同 市大原町11-24-107
AKクリニック	同 市精道町10-17 芦屋プラザ203号
なか眼科	同 市打出小槌町14-11 三偉ハイツ芦屋1F
吉田薬局芦屋店	同 市船戸町3-24-1
あじさい訪問看護ステーション	伊丹市西台1-1-1-513
サン薬局桜ヶ丘店	同 市桜ヶ丘7-1-10 ハイツ桜ヶ丘II-1F-103
とよなが歯科医院	同 市梅ノ木2-3-31
中村クリニック	同 市中央3-1-25 ソロ伊丹中央1F
船井泌尿器科医院	同 市中央1-5-18 伊丹中央プラザビル5F
フタツカ薬局加古川中央市民病院前	加古川市加古川町本町538
フタツカ薬局ニッケパークタウン	同 市同 町寺家町303 ニッケクリニックモール加古川1階
フタツカ薬局東加古川店	同 市平岡町新在家2-267-6-101
フタツカ薬局北在家店	同 市加古川町北在家2450-4
フタツカ薬局土山店	同 市平岡町土山長オサ155-1
フタツカ薬局志方店	同 市志方町志方町字惣田431-3
フタツカ薬局順心病院前	同 市別府町別府857
わきさか歯科クリニック	同 市加古川町粟津771-4
フタツカ薬局市民病院前店	西脇市下戸田622-3
フタツカ薬局西脇店	同 市和布町167-30
フタツカ薬局下戸田店	同 市下戸田518-1

マリーンスみれ薬局	宝塚市中筋7-73-4
フタツカ薬局中山寺店	同 市中筋5-13-15
フタツカ薬局宝塚東	同 市向月町19-7
フタツカ薬局三木店	三木市末広1-5-8
さやなぎ眼科	川西市火打1-16-6 オアシスタウンキセラ川西メディカルゾーン2階
フタツカ薬局小野店	小野市敷地町1603-1
ひかり薬局本町店	同 市本町254-8
いとうメンタルクリニック	三田市駅前町1-38-402 JR三田駅NKビル4階
北条田仲病院	加西市北条町北条391-3
さくら内科クリニック	加東市下久米580-1
瀧医院	美方郡新温泉町諸寄740-2

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
医療法人社団兵庫青山会やまさき青山クリニック	宍粟市山崎町金谷96-1



兵庫県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
クラウン薬局	洲本市栄町3-481-11 中野ビル東館101	有限会社クラウンファルマ	洲本市栄町3-3-5	令和4年4月1日
テラダ調剤薬局	赤穂市加里屋字南組 1746-5	有限会社寺田薬局	赤穂市加里屋字南組 1746-5	同 月15日
テラダ調剤薬局大学前店	同 市黒崎町86	同上	同上	同
淡路調剤薬局東浦店	淡路市久留麻1875-1	ビザン薬品株式会社	大阪市浪速区元町1-2-12-302号	同 年2月1日
小規模多機能型居宅介護事業所こやすの家	たつの市新宮町篠首342-3	社会福祉法人栗栖の荘	たつの市新宮町平野荒神山692-32	同 月14日

兵庫県告示第823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年

法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止、休止の届出があった。
 令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
かねこりハビリ訪問看護ステーション	伊丹市池尻1-12 K T-1伊丹2階	ヘルスケアリンク阪神株式会社	伊丹市池尻1-12 K T-1伊丹2階	所在地
株式会社すまいる・介護すまいる訪問介護事業所	加古川市加古川町粟津740-4	株式会社すまいる介護	加古川市加古川町粟津740-4	同上
株式会社すまいる・介護すまいる居宅介護支援	同上	同上	同上	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
洲本市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	洲本市五色町広石中90-5	社会福祉法人洲本市社会福祉協議会	洲本市五色町広石中90-5
フタツカ薬局芦屋駅前店	芦屋市大原町11-24-107	株式会社大新堂	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル9階
フタツカ薬局芦屋西	同 市大原町11-24-110-2	同上	同上
サン薬局桜ヶ丘店	伊丹市桜ヶ丘7-1-10 ハイツ桜ヶ丘II 1F103	有限会社メディカルノブ	伊丹市春日丘4-5-8
とよなが歯科医院	同 市梅ノ木2-3-31	豊永 卓士	大阪府茨木市下穂積2-4-28
フタツカ薬局順心病院前	加古川市別府町別府857	株式会社大新堂	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル9階
フタツカ薬局宝塚東	宝塚市向月町19-7	同上	同上
ゆとりの家居宅介護支援事業所	丹波篠山市乾新町63-1	株式会社ゆとり	丹波篠山市住吉台56-3
八木病院 (居宅介護支援事業のみ廃止)	南あわじ市八木寺内1147	医療法人社団うしお会	南あわじ市八木寺内1147

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
はびねす居宅介護支援事業所	加東市社25	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	加東市社26



兵庫県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
矢野啓介	ちはや整骨院	伊丹市西台1-2-3 山本不動産ビル301号	令和4年3月28日
赤崎賢太郎	加古川別府整骨院	加古川市別府町新野辺北町8-29	同年5月2日
細川昌彬	よこやま鍼灸整骨院	宝塚市山本西2-7-3	同年4月12日
谷本修一	フレアス在宅マッサージ大阪天王寺区施術所	大阪府大阪市天王寺区東上町2-3-103	同 月28日



兵庫県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
脇明男	よこやま鍼灸整骨院	宝塚市山本西2-7-3-101



兵庫県告示第826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市池谷福谷土地改良区	令和4年5月30日



兵庫県告示第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
中筋新川土地改良区	令和4年5月23日



兵庫県告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
吉川土地改良区	令和4年5月20日



兵庫県告示第829号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
尾崎土地改良区	令和4年5月27日



兵庫県告示第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
北淡土地改良区	令和4年5月31日



兵庫県告示第831号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
五斗長土地改良区	令和4年5月23日



兵庫県告示第832号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
生田大坪土地改良区	令和4年5月23日



兵庫県告示第833号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定により、種畜証明書が次のとおり書換交付された。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	丸彩土井

公 告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社デベロップ
 代表者の氏名 岡村健史
 住所 千葉県市川市市川1-4-10 市川ビル8階
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) HOTEL R9 The Yard 加西
 所在地 加西市北条町東南112-6の一部、189-1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和4年7月5日から同月19日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和4年7月5日から同月19日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 相生ショッピングタウン
所在地 相生市那波南本町8番8号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒靖規
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2階	浦上晃之

外1者

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒靖規
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5-1	伊藤龍夫

外2者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒靖規
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5-1	宝保努

外2者

4 変更年月日

令和3年11月11日

5 届出年月日

令和4年6月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年7月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月7日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ケーズデンキ西宮えびす南店
所在地 西宮市浜町9番の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社関西ケーズデンキ
住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
代表者の氏名 杉本正彦
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 杉本正彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年2月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,065平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
143台
 - (2) 駐輪場の収容台数
154台
 - (3) 荷さばき施設の面積
48平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
17.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年6月20日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和4年7月5日から4日間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和4年11月7日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス東二見店  
 所在地 明石市二見町東二見字荒内1105 ほか
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
 1,730平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
 令和4年6月22日
- 5 届出年月日  
 令和4年6月17日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 高砂市米田町島字二反田71番1、71番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 明石市大久保町大窪497番地1  
 関西住宅販売株式会社 代表取締役 横野修三
- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和3年10月21日  
 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-19号（3高砂）

**一般財団法人行政書士試験研究センター公告**

**令和4年度行政書士試験の実施**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る令和4年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和4年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
 理事長 多賀谷 一 照

- 1 試験期日
  - (1) 試験日 令和4年11月13日（日）
  - (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所

| 試験地 | 試験場        | 所在地              |
|-----|------------|------------------|
| 兵庫県 | 神戸国際展示場    | 神戸市中央区港島中町6-11-1 |
|     | 神戸ポートピアホテル | 神戸市中央区港島中町6-10-1 |

- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目                          | 内容等                                                                                                                       |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等<br>(出題数46題)  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和4年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等<br>(出題数14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                 |

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

| 配布場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 配布期間                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般財団法人行政書士試験研究センター<br>( 東京都千代田区一番町25番地 )<br>電話 (03) 3263-7700                                                                                                                                                                                                                                                   | ア 窓口配布<br>令和4年7月25日(月)から同年8月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)<br>イ 郵送配布<br>令和4年7月25日(月)から同年8月19日(金)まで<br>住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの願書が折らずに入る大きさの封筒)に郵便切手140円分を貼付し、下記宛先まで郵送で請求すること(令和4年8月19日(金)必着)。<br>受験願書及び試験案内の請求先<br>〒252-0299<br>日本郵便株式会社 相模原郵便局留<br>一般財団法人行政書士試験研究センター試験課 |
| 兵庫県庁(1号館・2号館受付)<br>兵庫県庁 総務部市町振興課<br>神戸県民センター県民交流室総務防災課<br>阪神南県民センター1階情報センター<br>阪神南県民センター西宮県税事務所調整課<br>阪神北県民局さわやか県民相談室<br>東播磨県民局総務企画室総務防災課<br>北播磨県民局総務企画室総務防災課<br>中播磨県民センターさわやか県民相談室<br>西播磨県民局総務企画室総務防災課・さわやか県民相談室<br>西播磨県民局龍野県税事務所調整課<br>但馬県民局総務企画室総務防災課<br>丹波県民局県民交流室総務防災課<br>洲本総合庁舎内さわやか県民相談室<br>兵庫県民総合相談センター | 窓口配布のみ<br>令和4年7月25日(月)から同年8月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、土曜日の9時から17時までについてもセンター前のラックから取得できる。)<br>( 兵庫県庁 総務部市町振興課 )<br>神戸市中央区下山手通5丁目10番1号<br>電話 (078) 362-3098                                                                                             |

兵庫県行政書士会

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

神戸クリスタルタワー13階

電話 (078) 371-6361

窓口配布のみ

令和4年7月25日(月)から同年8月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

## 5 受験手続

### (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和4年7月25日(月)から同年8月26日(金)まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課へ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、令和4年8月26日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

なお、兵庫県総務部市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

エ 受験手数料 10,400円(納付方法については、試験案内を参考とすること。)

### (2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

(7) 令和4年7月25日(月)午前9時から同年8月23日(火)午後5時まで

この出願システムは、令和4年8月23日(火)午後5時で終了する。

なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

(4) 最終日(令和4年8月23日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

ウ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(10,400円)は出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(4) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(7) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(4) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(7) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

### (3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 (03) 3263-7700

## 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望する者は、事前に申請の手続が必要となることから、受験申込みをする前に必ず上記問合せ先まで相談すること。

## 7 合格発表の日時及び方法

(1) 発表日時

令和5年1月25日(水)午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するととも

に、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。

正 誤

○平成31年2月28日付け（兵庫県公報第2号外）

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（平成31年兵庫県教育委員会規則第1号）中

(ページ) 23

(誤)

| 有することを必要とする学校の免許状 | 最低在職年数に加える在職年数 | 必ず含めねばならない科目及びその単位数 |                          |                                     |             |                                    |                     | 大学が独自に設定する科目 | 最低修得単位数 |
|-------------------|----------------|---------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------|------------------------------------|---------------------|--------------|---------|
|                   |                | 教科及び教職に関する科目        |                          |                                     |             |                                    |                     |              |         |
|                   |                | 教科及び教科の指導法に関する科目    |                          | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 |             |                                    |                     |              |         |
|                   |                | 教科に関する専門的事項         | 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | 道徳の理論及び指導法                          | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |              |         |
| 小学校教諭普通免許状        | 1              | 7                   | 2                        |                                     | 2           |                                    |                     | 11           |         |
|                   | 2              | 5                   | 1                        |                                     | 2           |                                    |                     | 8            |         |
| 高等普通学校教諭普通免許状     | 1              |                     | 1                        |                                     | 1           |                                    | 3                   | 6            |         |

を

(正)

| 有することを必要とする学校の免許状 | 最低在職年数に加える在職年数 | 必ず含めねばならない科目及びその単位数 |                          |                                     |             |                                    |                     | 最低修得単位数 |
|-------------------|----------------|---------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------|------------------------------------|---------------------|---------|
|                   |                | 教科及び教職に関する科目        |                          |                                     |             |                                    |                     |         |
|                   |                | 教科及び教科の指導法に関する科目    |                          | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 |             |                                    |                     |         |
|                   |                | 教科に関する専門的事項         | 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | 道徳の理論及び指導法                          | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |         |
| 小学校教諭普通免許状        | 1              | 7                   | 2                        |                                     | 2           |                                    |                     | 11      |
|                   | 2              | 5                   | 1                        |                                     | 2           |                                    |                     | 8       |
| 高等学校教諭普通免許状       | 1              |                     | 1                        | 1                                   | 1           |                                    | 3                   | 6       |

に改める。